



平成 18 年 6 月 5 日

各 位

栃木県宇都宮市一条二丁目 7 番 24 号  
株 式 会 社 宮  
代 表 取 締 役 社 長 宮 田 永 善  
(コード番号 9901 : JASDAQ)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 近 能 欣 充  
TEL (028) 634 - 3815

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 30 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。なお、当該臨時株主総会における他の付議事項等につきましては、本日別途公表致しました「臨時株主総会開催日及び付議事項の決定について」をご参照下さい。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

本日別途公表の「第三者割当による新株式（普通株式・無議決権優先株式）発行及び転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」に記載致しました、無議決権優先株式発行のための規定の新設その他所要の定款変更、並びに会社法の施行を踏まえた定款の追加的変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

別紙の新旧対照表をご参照下さい。

#### 3. 日程

平成 18 年 6 月 5 日	取締役会決議
平成 18 年 6 月 30 日	臨時株主総会

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条(省 略)</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>41,600,000株</u>とする。</p> <p>第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条(株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条～第12条(省 略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第5条(現行のとおり)</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>73,000,000株とし、このうち 72,999,950株は普通株式、50株は優先株式とする。</u></p> <p>第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式については1,000株、<u>優先株式については1株とする。</u></p> <p>第8条(株券の発行) 当社は<u>普通株式及び優先株式</u>に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条～第12条(現行のとおり)</p> <p><u>第2章の2 無議決権優先株式</u> <u>第12条の2(優先配当金)</u> 当社が剰余金の配当を行う場合、当社は、<u>優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)</u>または<u>優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)</u>に対して、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>または<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>(以下「<u>優先配当金</u>」という。)を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額を支払う。ただし、当該事業年度において<u>優先中間配当金が支払われた場合、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。</u> <u>優先配当金＝</u> <u>100,000,000円×1.50%</u></p> <p>2. ある事業年度において、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対する剰余金の配当が、1株につき優先配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。</u></p> <p><u>第12条の3(中間配当)</u> 当社が、<u>会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当(以下「中間配当」という。)</u>を行う場合、当社は、<u>優先株主または優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額(以下「優先中間配当金」という。)</u>を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対する中間配当が、1株につき優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する中間配当は、これを支払わない。</u></p> <p><u>第12条の4（累積条項）</u>  ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、優先配当金及び普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを優先株主または優先登録株式質権者に支払う。</p>
(新 設)	<p><u>第12条の5（非参加条項）</u>  優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当を行わない。</p>
(新 設)	<p><u>第12条の6（残余財産の分配）</u>  当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対して、累積未払優先配当金相当額を支払う。</p> <p><u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先株式1株につき100,000,000円を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額及び累積未払優先配当金相当額の合計額を超過して残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第12条の7（議決権）</u>  優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>第12条の8（取得請求権－転換請求権）</u>  優先株主は、本項に定める条件に従い、当社に対して、優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。</p> <p><u>2. 転換請求と引換えに交付する財産の内容は、当社普通株式とする。</u></p> <p><u>3. 優先株式の転換請求と引換えに優先株主に対して交付する株式の数は、転換請求のために提出した優先株式の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。</u></p>
(新 設)	<p><u>4. 転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>5. <u>優先株主が転換請求することができる期間は、平成21年10月1日以降の期間で、優先株式の発行に関する取締役会決議で定める期間とする。</u></p> <p><u>第12条の9（取得条項－強制転換）</u>  <u>当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制転換日」という。）において、優先株式を取得（以下「強制転換」という。）することができる。</u></p> <p>2. <u>強制転換と引換えに交付する財産の内容は、当社普通株式とする。</u></p> <p>3. <u>優先株式の強制転換と引換えに優先株主に対して交付する株式の数は、優先株主が保有する優先株式の払込金額の総額を強制転換価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。</u></p> <p>4. <u>強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>5. <u>優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>第12条の10（取得条項－強制償還）</u>  <u>当社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当社取締役会決議をもって別途定める日（以下「強制取得日」という。）において、優先株式を取得（以下「強制取得」という。）することができる。</u></p> <p>2. <u>強制取得と引換えに交付する財産（金銭に限る。）の金額（以下「償還価額」という。）は、優先株式1株につき100,000,000円を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額に強制取得日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額とする。</u></p> <p>3. <u>日割未払優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>4. <u>優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (株主総会の招集)  定時株主総会は毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第14条 (招集権者及び議長)  株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第15条 (決議方法)  株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>5. <u>強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当しまたは支払うことを決定した金額及び強制取得日が属する事業年度において既に強制取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。</u></p> <p>第12条の11 (種類株主総会)  <u>当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につき優先株主による種類株主総会の決議を要しない。</u>  (1) <u>定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更または発行可能株式総数もしくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）</u>  (2) <u>株式の併合または分割</u>  (3) <u>株式の株主割当てまたは無償割当て</u>  (4) <u>新株予約権の株主割当てまたは無償割当て</u></p> <p>第12条の12 (譲渡制限)  <u>優先株式の譲渡または取得については、優先株主または取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会 及 び 種 類 株 主 総 会</p> <p>第13条 (株主総会の招集)  定時株主総会は毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. <u>種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>3. <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載または表示すべき事項に係る情報について、法務省令の定めるところに従いインターネットで開示することができる。</u></p> <p>第14条 (招集権者及び議長)  株主総会 (<u>種類株主総会を含む。以下本章において同じ。</u>) は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>第15条 (決議方法)  株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の有する議決権の過半数をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>2. 会社法第309条第2項及び第324条第2項に定める特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>第16条（議決権の代理行使） 株主または代理人をもって議決権を行使することができる。但し、代理人は当会社の株主に限る。</p> <p>2. 株主または代理人は当会社に対し株主総会ごとに委任状を提出することを要する。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 株主または代理人1名をもって議決権を行使することができる。但し、代理人は当会社の株主に限る。</p> <p>2. 株主または代理人は当会社に対し株主総会ごとに委任状を提出することを要する。</p>
<p>第17条（議事録） <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第18条～第28条（省 略） 第29条（議事録）</p>	<p>第17条～第27条（現行のとおり）</p>
<p><u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名をする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条（省 略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第28条（現行のとおり） 第29条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</u></p>
<p>第31条～第35条（省 略） 第36条（議事録） <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>	<p>第30条～第34条（現行のとおり）</p> <p>(削 除)</p>
<p>第37条～第38条（省 略）</p> <p>(新 設)</p>	<p>第35条～第36条（現行のとおり） 第37条（社外監査役の責任免除） <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</u></p>
<p>第39条～第41条（省 略）</p>	<p>第38条～第40条（現行のとおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>第43条 (期末配当)            期末配当は、事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払う。</p> <p>第44条 (中間配当)  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。</u></p> <p>第45条 (配当金の除斥期間等)            期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には、利息をつけない。</p>	<p>第41条 (会計監査人の責任免除)  <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。</u></p> <p>第42条 (現行のとおり)</p> <p>第43条 (剰余金の配当等)  <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、期末配当については毎年2月末日最終、中間配当については毎年8月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第44条 (配当金の除斥期間等)  <u>期末配当金及び中間配当金(優先配当金及び優先中間配当金を含む。)</u>は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には、利息をつけない。</p>